

△市内米軍施設の現況等について

◆（加納委員） 確認だけいたします。

上瀬谷の関係で、資料2の2ページの3番の（1）のア、土壌汚染調査、ここに書いてある平成27年度に実施した土壌汚染調査（資料等調査）、これは以前から言われていた、あの地域における過去の資料、例えば、旧日本軍の時代があったから、ああいうところの資料だとか、そういったもの、それから現地を調査した両方が入っているのか。

◎（青木基地担当理事） これは、過去にあった文献とか資料の調査でございまして、まだ現地には入ってございません。

◆（加納委員） そうすると、過去の資料についても、私どもにしっかりと公表してお見せいただきたいというお願いを以前からしてきたのだけれども、これはどうなるのか。

◎（青木基地担当理事） 加納委員もよく御存じのとおり、上瀬谷は45%が民有地で45%が国有地で、それがかなりモザイクになっておりまして、資料調査によって、現地での調査が必要な、要するに土壌汚染のおそれのあるところが民有地であったり、国有地であったりしているものですから、それは国有地だけであれば問題は全然ないのですけれども、民有地となると、そこで今耕作されておりますので、公開したことによって、いろいろな問題がございます。防衛省も地権者の方々には会場で説明しておりますけれども、資料は回収しております。横浜市にも1度説明がありましたけれども、資料は全て回収されております。そのような事情があるものですから、公表は控えたいと思います。

◆（加納委員） そうすると、これをいただきました。
（冊子掲示）

◆（加納委員） 特に小柴の土壌汚染、ベンゼンだとか、いろいろなものが出てきて、今ここの区画でベンゼンが出たり、ここの区画で鉛が出たりということがここに入っている。そうすると、今おっしゃった上瀬谷特有の民有地の問題があるから、資料でどこが何の土壌汚染の可能性があるということを絞り込んで、ここの文章で言う汚染区域を絞り込みますというのは、これは公表しないで、行政が絞り込んだ後、どうするのか。

◎（青木基地担当理事） 返還はされましたけれども、民有地については、防衛省から地権者様のほうにお引き渡しされておられません。したがって、民有地で土壌汚染が検出された場合は、その対策をして、地権者にお返しするという形になります。

国有地の場合は、防衛省から財務省に引き渡しされるのですけれども、それは防衛省と財務省の協議で対策するかどうか決まるのだと思います。

◆（加納委員） 最後に確認です。民有地で汚染土壌が出てしまったといったときには、民有地の方と行政と内々に連携をとって物事を処理する、こういうことなのですか。

◎（青木基地担当理事） 内々でというか、それは話し合いでといたしますか、例えば汚染土壌を撤去するだとか、方法はいろいろあるのだと思いますけれども、それは出てきた物質だとか深さ、そういうことによって対応が変わると思いますので、それは具体的に防衛省と各地権者の話し合いで決めることなのかなと思います。

◆（加納委員） 先ほど青木理事が答弁された、汚染が予測されるだろうという過去の資料が、もう既に国から配付されてしまった。それを回収したというお話を今いただきました。そうすると、多くの地権者は、あそこに汚染があるとか、あそこのお宅のところも汚染だとかということがわかってしまう資料なのですか。

◎（青木基地担当理事） 汚染のおそれがあるという意味ですけれども、それは少なくとも御自分の土地はどういう状態かというのは把握できると思いますし、よくよく言うと、具体的にどの方、どの方ということまではわからないかもしれませんが、どのエリアで汚染のおそれがあるというのはわかる資料だと思います。

◆（加納委員） そうすると、それも一旦おりてしまっていて回収した。そうすると、おりてしまった時点で民有地、所有者の方たちから防衛省なり横浜市に資料のことで御相談やら対応をお願いするやらというものは何か発信されているのですか。

◎（青木基地担当理事） 例えば、風評被害みたいなこともありますので、地権者も、この資料については、しっかり取り扱ってほしいと防衛省に申し入れして、その結果、資料を回収したということでございます。

◆（加納委員） 個人情報の問題もあるし、それから風評の問題もあるし、どうか注意しながら推し進めていただきたいということだけ、とりあえず、きょうは意見として申し上げておきます。